平成２３年（フ）第４１３号
東京都町田市金森１丁目７番29号ヴィラＴ．Ｔ103
債務者　河本　忠芳
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１４号
東京都町田市金森１丁目７番29号ヴィラＴ．Ｔ103
債務者　河本　忠子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５０５４号
東京都練馬区下石神井３丁目18－１－202
債務者　三上　政光
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１１号
静岡市駿河区小鹿３丁目７番22号、旧住所静岡市駿河区高松2065番地の３
債務者　小野　重雄
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
静岡県沼津市下香貫大久保2401番地の１ヴィラメゾンＮＯＲＩＫＡ106、旧住所静岡県焼津市小土151番地の１
債務者　森　寿美江
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８号
秋田県大仙市太田町斉内字河原田46番地
債務者　小松美枝子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第１６０号
栃木県宇都宮市西原町564番地２、前住所栃木県宇都宮市馬場通り２丁目２番８号
債務者　手塚　克憲
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７３号
栃木県宇都宮市大和２丁目５番11号　県営住宅11号棟11号室
債務者　相馬　　勇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３８号
栃木県真岡市久下田西２丁目９番地　アクアヒルズ201号室、前住所栃木県真岡市程島836番地
債務者　佐藤美加子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９７１号
東京都江戸川区東葛西１丁目19－５　３Ｆ
債務者　小林　英貴
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１４号
東京都江戸川区北小岩２丁目30―16―103
債務者　西村　正也
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１５号
東京都江戸川区北小岩２丁目30―16―103
債務者　西村　智美
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０６４号
東京都板橋区大谷口上町35―10
債務者　國分　智史
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０８２号
千葉県千葉市花見川区柏井４丁目９－９
債務者　志村　秋次
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０８３号
千葉県柏市光ケ丘団地５―13―605
債務者　志摩　　努
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０９１号
東京都新宿区西新宿５丁目12―４―２Ｆ７
債務者　宮舘きよ子
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部